

14 果樹・茶支援対策事業

【7,763（8,763）百万円】

対策のポイント

- ・ 果樹・茶において、未収益期間に対する新たな支援を緊急的に実施し、産地の競争力向上に向けた品目・品種への転換を促進します。
- ・ 果樹において、改植や小規模園地整備など産地の構造改革を進めるほか、計画生産・出荷の推進や需給安定対策、加工流通対策を実施します。

<背景／課題>

- ・ 永年性作物である果樹及び茶の改植については、資材費高騰や価格の下落等により農業所得が低下し、収益性が悪化していることから、未収益期間を伴う改植が進まない状況となっています。
- ・ 果樹産地においては、後継者の減少、高齢化の進展、基盤整備や担い手の規模拡大の遅れにより、生産基盤の脆弱化が急速に進展しています。

政策目標

- 果樹：優良品目・品種への転換が進捗することにより約109億円の経済効果（産出額）（平成26年度）
- 茶：品質向上や茶種転換を通して価格が上昇することにより約22億円の経済効果（仕上茶販売額）（平成25年度）

<主な内容>

1. 果樹・茶における未収益期間対策

果樹及び茶の優良品目・品種への転換、高品質化を加速化するため、産地ぐるみで改植等を実施した際の未収益期間に対する支援を行います。

2. 果樹産地の構造改革や果実の需給安定及び加工流通対策

果樹の優良品目・品種への転換や小規模園地整備、計画生産・出荷の推進や緊急的な需給調整対策、自然被害果実の流通対策、契約取引の強化や加工原料供給の安定化を図るための加工流通対策を総合的に行います。

果樹・茶支援対策事業 7,763（8,763）百万円
補助率：定額、6/10、1/2、1/3
事業実施主体：農業者団体、（財）中央果実生産出荷安定基金協会

お問い合わせ先：生産局生産流通振興課
1 の果樹対策分及び2 (03-3502-5957 (直))
1 の茶対策分 (03-6744-2117 (直))

果樹・茶の未収益期間に着目した経営安定緊急対策の創設

永年性作物である果樹及び茶については、資材費高騰や価格の下落等により農業所得が低下し、収益性が悪化していることから、未収益期間を伴う改植が進まない状況となっているため、支援対策を緊急的に実施することで改植を促進し、産地の収益力の強化と農家の経営安定を図る。

果樹産地の状況

競争力のない品種の供給は価格低迷を招くとともに、品目全体等の価格にも悪影響。

→優良品目・品種転換が急務。

例：かんきつ

極早生→不知火(デコポン)
【長崎、熊本 他】

りんご

つがる→シナノスイート
【青森、長野 他】

産地でまとまった改植を行い、出荷数量の確保を図る必要があるが、収益性の悪化により取組が進まない状況。

茶産地の状況

老園化による茶葉の品質低下は茶価格の低下を招く。

→茶園の若返りが急務。

例：計画的な大規模改植 【静岡 他】
実需者ニーズに即した品種・茶種への転換

やぶきた→べにふうき
【静岡、鹿児島 他】

煎茶→玉露 【京都 他】

荒茶加工場等の単位でまとまった改植を行い、品質の向上を図る必要があるが、収益性の悪化により取組が進まない状況。

未収益期間に対する支援を緊急的に実施し、産地の競争力向上に向けた改植等を促進

※面積単価×支援年数を初年度に一括交付

果 樹 : 5万円/10a × 改植の翌年から4年分

茶(改植) : 4万円/10a × 改植の実施年から3年分

■果樹農業振興基本方針（平成22年7月策定）

- 産地の販売戦略に即した優良品目・品種への転換等の推進に加え、転換を行った際に大きな負担となっている未収益期間に対する支援手法を検討。（第1-2-(1)）

■食料・農業・農村基本計画（平成22年3月閣議決定）

- 消費者ニーズに即した商品の安定的な供給や経営安定の確保を図る観点から、新たな支援策を検討する。（第3-2-(1)-(2)）
- 農産物の機能性成分に着目し、新たな食品素材や工業・製薬原料になり得る農産物について、有用性確認及び安全性確保に配慮して、開発・発掘を行うとともに、製品化に向けた産地と企業とのマッチング等を進める。（第3-2-(2)-(3)）